

平成24年 7月23日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 社員表彰金等の課税関係 (原則・給与所得として源泉課税)

会社が社員に支払う表彰金等については給与(賞与)として課税されるものが多いと思われませんが、すべて給与(賞与)として課税されるわけではありません。内容によっては一時所得や非課税扱いの場合もあります。

### [1] 一般的な課税区分(原則)

- (1) その表彰金等が社員の通常の職務の範囲内の行為や業績を表彰するためのものである場合には、原則として「給与(又は賞与)」に該当します。
- (2) その表彰金等が社員の通常の職務の範囲内の行為や業績を表彰するためのものでない場合には、給与ではなく「一時所得」又は「雑所得」として課税されることになります。

上記、(1)の給与とされる表彰金等については、当然のことながら、給与(賞与)として源泉徴収が必要になってきますが、(2)の一時所得、雑所得に該当する場合には、源泉徴収の必要はありません(但し、外交員報酬に該当する場合は源泉徴収が必要)が、確定申告が必要となります。

### [2] 表彰金等の取り扱いにおける課税関係の例題

#### ① 永年勤続者の表彰記念品

特定の永年勤続者「おおむね10年以上の勤続者」に支給する場合は非課税扱いですが、短い5年勤続表彰などは給与課税する必要があります。

#### ② 永年勤続者の海外旅行(おおむね10年以上の勤続者)

「ギフト旅行券」で支給した場合、有効期間が無く換金性がありますので、原則として給与課税ですが、休暇届けや宿泊施設など実際に旅行をしたことの領収証等証拠書類で確認できる場合は課税されません。

#### ③ 成績優秀なセールスマンに提供する海外旅行

社員全員を対象とするレクリエーションとしての実施で、旅行期間が4泊5日以内で、かつ、社員の50%以上が参加する場合は課税する必要はありません。

しかし、社員のレクリエーションとして実施されるものでなく、成績優秀なセールスマンを表彰するための実施は「給与所得」として課税されます。

#### ④ 社員提案制度の賞金品

事務や作業の合理化など優れた工夫、考案等をした社員に支給する賞金品については、通常の職務としていない一般社員のアイデアを募集する趣旨のものと考えますので、「一時所得」に該当するケースと言えます。

一時所得は(収入金額-50万円)×1/2なので実際課税されないケースが多いと思います。